

高齢者へ自動通話録音装置を貸し出します!!

町は、高齢者等に対する電話勧誘による消費者被害の未然防止を図ることを目的として、自動通話録音装置を無料で貸し出します。



対象者・申請方法

- 1. 対象者** 町内に住所を有する65歳以上の者のうち、次のいずれかに該当するもの
(1) 高齢者のみの世帯に属する者
(2) 日中において、住居に高齢者のみとなることが常態である世帯の者
- 2. 申請方法** 申請書を総務課へ提出、または郵送してください。
※申請書は、町ホームページからも印刷できます。
- 3. 貸与期間** 貸与を決定した日から2年間。ただし、再貸与ができます。
- 4. 台数** 50台
- 5. 再生音声** 電話着信時に発信者に対して、「この電話は、悪質な電話勧誘による消費者被害や特殊詐欺防止のため、会話内容が録音されます。これから呼び出しますので、このままお待ちください。」とアナウンスが流れ、呼び出し音が鳴動します。



「お試し」「1回だけ」のつもりが 定期購入だった!?

相談事例

スマートフォンで痩身効果のある健康食品(サプリメント)が初回購入価格「500円」という広告を見つけ試してみようと思い、申し込みました。送られてきた商品を数回飲んでみましたが、あまり効果がなかったので、飲むのをやめました。

その後、また同じ健康食品が送られてきました。

納品書を見ると、請求代金は4,000円と、なぜか定期購入になっていました。その後、購入したくないので、断りの電話を入れたのですが、カスタマーセンターの電話が混み合っていて、何度かけてもつながらず連絡が取れません。



消費生活相談窓口からのアドバイス

- 窓口で、申し込みの画面をよく確認すると、この商品は定期購入で、初回のみ 500 円の解約の申し出がなければ、自動更新され、毎月商品が届くというのが契約条件でした。
- ホームページ等の広告を見て、健康食品等を低価格で購入できると思って注文しましたが、実際には定期購入が条件になっていたという相談が寄せられています。
- 業者に連絡しても、電話が繋がらなかったり、定期購入の条件を理由に途中で解約ができなかったりする場合があります。



- 商品を注文する前に、特に最終確認画面で定期購入が条件になっていないか、中途解約や返品はできるのかなどの契約内容をしっかり確認することが大切です。
- 通信販売には、クーリング・オフ制度がありません。事業者の返品特約になります。購入前に解約・返品ができるかどうか、定期購入になっていないかなどをしっかりと確認してください。
- もし、トラブルになった場合は、早めに消費生活相談窓口にご相談しましょう。